

利用料金（訪問リハビリテーション）

1 基本料金（訪問リハビリテーション費）

	1回の利用料金 自己負担額 (1割負担)	1回の利用料金 自己負担額 (2割負担)	1回の利用料金 自己負担額 (3割負担)	備 考
1回(20分)につき (退院退所後 3ヶ月間は 週12回まで可能)	308円	616円	924円	※注意 1日のうちに連続して40分以上のサービス を提供した場合は、複数回の料金となります。 (20分：1回分の料金) (40分：2回分の料金) (60分：3回分の料金)

2 加算料金

介護報酬告示上の金額

リハビリテーション マネジメント加算口	213円/月	426円/月	639円/月	医師の指示内容を記録。 リハビリテーション会議(3月毎)・情報共有・記録。リハビリ テーション計画書の見直し(3月毎)・ケアマネに情報 提供。 利用者の居宅へ訪問し助言を行う。
事業所の医師が利用者又は その家族に説明し、利用者の 同意を得た場合	270円/月	540円/月	810円/月	医師が、利用者またはその家族に対して説明し、 同意を得、記録すること。
事業所の医師がリハビリテー ション計画の作成に係る診療 を行わなかった場合	△50円/月	△100円/月	△150円/月	
退院時共同指導加算	600円/月	1,200円/月	1,800円/月	利用者が病院又は診療所から退院時、病院等の 医師又は施設の従業者と共同して療養上の指導 を行う。
短期集中個別 リハビリテーション実施加算	200円/日	400円/日	600円/日	リハビリテーションによって生活機能の改善が見込 まれると判断された方に対し、医師の指示を受け たリハビリ職員が退院日若しくは訪問開始日から 3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行 うこと。
認知症短期集中個別 リハビリテーション実施加算	240円/日	480円/日	720円/日	リハビリテーションによって生活機能の改善が見込 まれると判断された方に対し、医師の指示を受け たリハビリ職員が退院日若しくは訪問開始日から 3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行 うこと。
サービス提供体制強化加算 (I)	6円/回	12円/回	18円/回	訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、 勤続年数が7年以上の者が1名以上いること。